

6 申請した事項に変更がある場合

利用申請後、保育の必要性の事由や家庭の状況等に変更がある場合は、本庁子育て支援課又は各総合支所住民サービス課へ手続きが必要です。手続き内容については、以下のとおりです。

変更内容	必要な手続き
① 住所変更（鹿屋市内の転居）	「教育・保育給付認定変更届出書」の提出
② 希望施設や利用期間の変更	
③ 1か月以上の欠席	
④ 世帯員や氏の変更	「教育・保育給付認定変更届出書」の提出 【添付書類】 《婚姻》配偶者の保育の必要性の証明書類 《離婚調停中》調停中であることが分かる書類
⑤ 保育を必要とする事由の変更	「教育・保育給付認定変更届出書」の提出 【添付書類】 変更後の保育の必要性の証明書類
⑥ 利用申請の取り下げ	「保育所等利用申請取下げ届」の提出 ※入所施設が決定している場合は、事前に施設に連絡してください。
⑦ 退所	「保育所等退所届」の提出 ※事前に入所施設に退所する旨を伝えてください。併せて退所する日を施設にお伝えください。
⑧ 市外へ転出	「保育所等退所届」の提出 ※継続して同施設に入所を希望する場合も必要です。

7 利用施設の選考

書類審査により、保育の必要性が認められた場合は利用施設を決定します。各施設の定員を超える申込みがあった場合は、以下の選考基準に基づき選考を行います。令和4年度当初利用申込みに係る利用施設の決定時期は、令和4年2月上旬の予定です。入所が決定した方、入所が決定しなかった方のいずれにも通知を行います。入所が決定しなかった方には、選考後の空きがある施設をご案内し、再度選考を行います。

＜選考基準＞

優先順位		選考項目
1	在園児及びそのきょうだい	勤務の状況（勤務形態、勤務時間） 病気・療養の状況 看護の状況 障がいの状況 その他の家庭の状況
2	保育所等に勤務（予定）の世帯の児童	
3	特別の支援を要する世帯の児童	
4	母子・父子世帯の児童	
	障がい者のいる世帯の児童	
5	転園を希望する世帯の児童	
6	新たに入所を希望する世帯の児童	
7	市外から新たに入所を希望する世帯の児童	

※上記事項について、個別事由ごとに得点化し、選考を行います。